

2020 然別湖冬期遊漁レギュレーション

【遊漁について】

然別湖は、大雪山国立公園内に位置し、周辺地域（湖面は第1種、西岸は第2種特別地域）は貴重な天然林・希少な高地植生を有し、ナキウサギ・シマフクロウ等の希少な野生生物の生息地となっている。また、北岸水域とそこに流入する河川は然別湖の固有亜種であるオシロコマ（ミヤベイワナ「以下『ミヤベイワナ』という。」）の生息地として北海道の天然記念物に指定されている。

これら貴重な自然環境への影響を最小限に抑えるべく、遊漁を行う際には遊漁管理者の指示に従ってこれを行うものとする。遊漁者が自然環境に悪影響を及ぼす恐れのある行為が見られた場合は指定区域を一時閉鎖する場合もある。

【遊漁の期間】

令和2年3月1日（日）～3月22日（日）の22日間とする。

※上記の期間内であっても気象状況等により、予約の有無に関わらず期間を短縮する場合があります。

※資源保護の観点からトータルキープ数が、遊漁期間中に予定数に達した場合は、期間終了日前であっても期間を短縮する場合があります。

※大雪や強風のような荒天が予想され安全が確保できないと遊漁管理者が判断した場合は中止とする。なお中止の場合は、前日までに予約者へ連絡する。

【遊漁時間】

13:30～15:30とする。

※受付開始 12:30～13:00、集合・出発 13:00、解散 16:00

【遊漁方法及び遊漁人数】

湖上穴釣 20人/日

【遊漁料】

- ① 大人 1,360 円/日、中学生以下 340 円/日とする。なお、中学生以下は必ず保護者同伴とし、保護者の監督責任において遊漁すること。
- ② 遊漁料は当日受付にて支払うこと。

【移動】

指定する遊漁区域まで（700m、15分程度）は、2の湾から徒歩での移動とする。

【釣穴について】

釣穴の大きさは直径 16 cm以内とする。なお、釣穴は遊漁管理者が用意するが、遊漁者自身が開けても構わない。

【キャッチアンドリリース】

- ① ミヤベイワナは、遊漁者 1人 2匹までキープ可能とするが、キープの必要が無い遊漁者は、なるべく魚体に触らずにリリースすること。なお、針をのど奥に飲み込んだ場合は、ハリスを切ってリリースすること。
- ② キープするミヤベイワナは、1匹目及び2匹目に釣り上げた魚とし、3匹目以降はリリースすること。
- ③ 上記以外の魚種は持ち帰りの制限はしない。

【資源調査の協力】

- ① 遊漁者は、遊漁の際に釣獲資源調査の調査員として協力するものとする。
- ② 釣った魚は調査項目にしたがって調査用紙に記入し遊漁終了時に提出することとする。

【調査の目的】

- ① 釣りによるミヤベイワナ等の尾数調査を実施し個体数の把握を行い、適正尾数に向けた調整を施し資源の維持・安定化を図る。
- ② 遊漁による魚体への影響調査。

【各種注意事項】

遊漁者は次の各項目を遵守すること。

① 釣法の制限

- ・ルアー及びエサ釣りのみとする。エサの種類は申込時に確認する。
- ・ワーム（ゴム・ラバー製）の使用は禁止する。
- ・撒餌は禁止する。

② 釣具（釣り針）の制限

- ・すべて返しのないシングルフックのみとする。
- ・ミノーに限りシングルバーブレスフック 2本の使用を試験的に許可する。ただし、バランスをとる目的のために1箇所には2本のフックを付けることは禁止とする。
- ・サビキは禁止とする。

③ 釣具（釣り竿）の制限

- ・釣竿は、実釣時に1人1本のみ使用可能とする。ただし、予備竿の持ち込みは制限しない。

④ テントの制限

- ・テントは遊漁管理者が用意した物に限り希望者が利用することができる。

⑤ 火気の制限

- ・油脂類の使用は禁止する。ただし、あくまで暖をとる目的のみに使用する場合、ガスカートリッジ式シングルバーナー1台のみ許可する。

⑥ 飲食の制限

- ・調理を伴う飲食は禁止とする。

【迷惑行為】

一般的なモラルに反する行為や遊漁管理者（監視員）の注意、警告に従わない場合は、入場を断ることや退場させる場合がある。

【罰則規定】

遊漁規則違反者及び密漁者に対しては、鹿追町の条例を適用し、しかるべき法的措置を取る。

【その他】

■遊漁水域

十内区第2号区画漁業免許漁場における、鹿

追町国有林（東大雪）2167、2168 林班界と、2163 林班ろ小班とは小班林班界より北側へ約420mの岬の突端地点を結ぶ線の南側水域のうち主な開催場所は3の湾内とする。

申請区域は、水の流入等により湖岸付近の氷の厚さが不十分で危険な可能性があることから、湖岸から50m以上離れた湖上に設定する。区域の形状は設営や維持が簡便であり、釣り人が申請場所内で遊漁を行っていることが管理しやすいように長方形とする。区域の幅は湖岸から50m以上離れており、かつ可能な限り広い範囲で遊漁が行えるように、南北方向に140m取る。奥行は湾の形状が風雪を十分防げると思われる距離（十内区第2号区画漁業免許漁場における、鹿追町国有林（東大雪）2164、2163 林班界から南側へ1,140mの突端地点と2163 林班ろ小班・は小班の林班界より南側へ約200mの岬の突端地点を結ぶ線の内側）として、東西方向に160m取る。日や時間により魚が回遊するため、遊漁者が釣穴を移動することを考慮し、また今後の実施において必要になる面積や位置を検討するために、今回の申請区域を140m×160mとする。

■許可条件

指定された区域のみ監視員の指示に従い遊漁を行うこととする。

